

教育・保育給付認定（利用者負担額・保育料）変更申請書 兼 届出事項変更届出書

年 月 日

（あて先） 福岡市 福祉事務所長

（誓約事項）私は、以下①～③に同意したうえで、下記のとおり申請（届出）します。

- ① 利用者負担額決定及び利用調整に際し、地方税法等に係る諸帳簿、台帳及び世帯情報を確認、利用されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び副食費免除の有無を保育施設等に対して提示すること。
- ② 申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間、利用調整に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者提供すること。
- ③ 虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定及び保育施設等の利用決定を取消しされても異議は申し立てません。

【共通項目】太枠内は必ず記載が必要です

○ 教育・保育給付認定保護者（支給認定証や保育料決定通知書に記載されている保護者）

氏名	生年月日	年 月 日
住所	連絡先	

○ 申請（届出）に係る児童

	保育施設名	氏名	生年月日	保護者との続柄
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	

○ 申請・届出の内容

- | | |
|---|---|
| ① ☐ 保育の必要性の事由変更 | ④ ☐ 利用者負担額（保育料階層・副食費徴収免除）の変更 |
| ② ☐ 保育必要量の変更 | ⑤ ☐ 氏名・住所・認定保護者・家族構成の変更 |
| ③ ☐ 教育・保育給付認定有効期間の延長 | ⑥ ☐ その他 _____ |

○ 変更（希望）年月日（提出日や申請・届出の内容により希望日から変更できないこともあります。）

年 月 日

【選択項目】「申請・届出の内容」に対応する項目のみ記載が必要です。

① 変更後の保育の必要性の事由変更（保育が必要なことが分かる書類の添付が必要です。）

変更となる者	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 就学 ☐ 介護・看護 ☐ 求職中
☐ 父 ☐ 母	☐ 出産【出産後の予定⇒ ☐ 復職 ☐ 育児休業 ☐ その他 _____】
☐ その他 _____	☐ 育児休業中の継続利用 ☐ 災害復旧 ☐ その他 _____

② 保育必要量の変更（保育が必要なことが分かる書類の添付が必要です。）

☐ 保育短時間から保育標準時間への変更	☐ 保育標準時間から保育短時間への変更
--	--

③ 教育・保育給付認定有効期間の延長（保育が必要なことが分かる書類の添付が必要です。）

変更となる者	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 _____
--------	--

④ 利用者負担額（保育料階層・副食費徴収免除）の変更理由

☐ 生活保護の受給開始	☐ 障がい児（者）がいる世帯に該当することになった
☐ 生活保護の受給廃止	☐ 障がい児（者）がいる世帯に該当しなくなった
☐ ひとり親家庭に該当することになった	☐ その他 _____
☐ ひとり親家庭に該当しなくなった	

※生活保護の受給開始、ひとり親家庭や障がい児（者）がいる世帯に該当する場合は、そのことが分かる書類の添付が必要です。

【裏面に続く】

⑤-1 氏名変更（変更後の氏名を記入してください。）

変更となる者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 児童 ☐ その他 _____	1	氏名				2	氏名			
		生年月日	年	月	日		生年月日	年	月	日
	3	氏名				4	氏名			
		生年月日	年	月	日		生年月日	年	月	日

⑤-2 住所変更（変更後の住所を記入してください。）

変更となる者 ☐ 家族全員 ☐ その他 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 児童		住所			
変更理由	☐ 転居 ☐ 単身赴任 ☐ その他 _____				

⑤-3 認定保護者変更

☐ 父から母へ変更 ☐ 母から父へ変更 ☐ その他 _____	
変更理由	☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停 ☐ 死亡 ☐ 認定保護者の市外転出 ☐ その他 _____
保育料等引落口座	☐ 有 → ☐ 口座登録を継続する ☐ 口座登録を廃止する ※廃止するまで登録済みの口座から保育料等が引き落とされます。 ☐ 無 保育施設に登録している口座は、直接保育施設でのお手続きが別途必要です。

⑤-4 家族構成変更（出生以外の増員の場合は、マイナンバー申告書等も提出してください。）

氏名		生年 月日	年	月	日	児童と の続柄		☐ 増員	☐ 減員
氏名		生年 月日	年	月	日	児童と の続柄		☐ 増員	☐ 減員
氏名		生年 月日	年	月	日	児童と の続柄		☐ 増員	☐ 減員
氏名		生年 月日	年	月	日	児童と の続柄		☐ 増員	☐ 減員
増減の理由	☐ 出生 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停 ☐ 転入 ☐ 転出 ☐ 転居 ☐ 死亡 ☐ その他 _____								

⑥ その他

--

《提出時の注意事項》

- ひとり親家庭や障がい児（者）がいる世帯に新たに該当する場合でも、現在の保育料階層によっては、保育料の変更や副食費の徴収免除の変更がない場合もあります。
- 申請書や添付書類の内容について、確認の連絡や必要書類の追加提出のお願いをすることがあります。

- この申請書の記載例は、こちらから確認できます。

